

エーザイ豊友会中部支部会則

(名 称)

第1条 本会は、エーザイ豊友会中部支部（以下「本会」と云う）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、エーザイ豊友会中部支部会員（以下「会員」と云う）の相互の親睦と扶助、会員とエーザイ株式会社の役員・社員との親睦を図るとともに、エーザイ株式会社との関係を緊密にし、相互の繁栄を目的とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は、エーザイ豊友会会員で、本人が入会を希望し、入会手続きをとった者とする。

(入 会)

第4条 本会に入会する者は所定の手続きをとり、1,000円を支部入会金として納付する。

(役 員)

第5条 本会には支部会員の中から選任された者で、次の役員を置く。

理事 10名以内 監事 1名

理事の中から

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 事務局 事務局長1名及び事務局若干名を互選し、総会にて報告する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 支部長は本会を代表する、また役員会を招集し本会を統括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐する。
- (3) 役員は役員会の構成員となり、会運営に必要な事項の協議決定に参画する。
- (4) 事務局長は本会の事務を統括する。事務局は本会の運営業務と、本部及び会員との諸連絡業務を行う。
- (5) 監事は本会の運営状況及び会計状況を監査し、問題あるときはその都度役員会の招集を支部長に要求することができる。

(役員任期)

第7条 役員任期は総会から1年後の総会日までとし、再任を妨げない。また、欠員が生じたときは、後任の補充を行う。

(会議)

第8条 本会は次の会議をもつ。

- (1) 総会 原則として年1回春に開催する。
- (2) 役員会 本会運営に必要な事項があるときは開催し、協議決定する。

(事業)

第9条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員親睦会
- (2) 会員名簿の保管
- (3) 同趣同好会の開催
- (4) 新会員の歓迎会の開催
- (5) その他、役員会で決定した事項

(運営)

第10条 本会の運営は、支部入会金、豊友会交付金、臨時会費をもってこれにあてる。

- (1) 支部入会金
- (2) 豊友会交付金
- (3) 臨時会費 …… 会員親睦会等を開催するときに、必要額を出席者より徴収する。

(退会)

第11条 次の場合は退会とする。

- (1) 本部の会則に準じる

(会社側窓口の設置)

第12条 本会の会社側窓口を次に置く。

〒501-6195 岐阜県各務原市川島竹早町1
エーザイ(株)川島工園内
電話 0586-89-3115
FAX 0586-89-3848

(会計年度)

第13条 会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(会則の改訂)

第14条 本会則の改訂は役員会で決定し、総会にて報告する。

(実施)

第15条 平成14年4月13日より実施する。

(改訂履歴)

第一回改訂 平成17年10月1日

第二回改訂 平成24年11月15日：

役員会において「エーザイ豊友会会則」改訂に伴い、以下の諸点の見直し・改訂を確認・決定。

運用面の改訂

①第5条(役員)事務局構成員数を3名から若干名に改訂。

②第8条(会議)総会開催頻度を原則として年1回(4月)に改訂。

③第12条(会社側窓口の設置)会社側窓口の部署名及び個人名の記載を削除。

その他の改訂

①誤字、文言等の訂正。

平成25年4月5日 春期総会において承認。

第三回改訂 平成30年11月15日

役員会において「エーザイ豊友会会則」改訂に伴い、以下の諸点の見直し・改訂を確認・決定。

退会の改訂(第11条)

(3)、(4)の追加

会則の改訂(第14条)

総会で承認するから報告するに改訂。

第四回改訂 令和5年5月18日

役員会において「エーザイ豊友会会則」改訂に伴い、以下の諸点の見直し・改訂を確認・決定。

第7条(役員の任期)「速やかに」を削除

第8条(会議)総会の4月から春に変更

第11条(退会)(1)～(4)まで削除

本部の会則に準じるに変更

以下余白